

石川県公安委員会告示第38号

警備業法（昭和47年法律第117号。）第23条第1項に規定する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により次のとおり公示する。

令和7年4月2日

石川県公安委員会

1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに受検定員

| 警備業務の種別及び級  | 受検定員 |
|-------------|------|
| 交通誘導警備業務 1級 | 10人  |
| 交通誘導警備業務 2級 | 10人  |

2 検定実施日時

(1) 学科試験

| 警備業務の種別及び級  | 検定実施日時                    |
|-------------|---------------------------|
| 交通誘導警備業務 1級 | 令和7年7月26日(土)午前9時30分～午前11時 |
| 交通誘導警備業務 2級 | 令和7年7月26日(土)午前9時30分～午前11時 |

(2) 実技試験

| 警備業務の種別及び級  | 検定実施日時               |
|-------------|----------------------|
| 交通誘導警備業務 1級 | 令和7年8月9日(土)午後1時～午後5時 |
| 交通誘導警備業務 2級 | 令和7年8月9日(土)午前9時～午後0時 |

3 検定実施場所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部

4 検定受検資格

(1) 交通誘導警備業務 2級

石川県内に住所を有する者又は石川県内の営業所に所属する警備員

(2) 交通誘導警備業務 1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 交通誘導警備業務 2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 石川県公安委員会が、(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検の予約

(1) 検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、事前に石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導係(076)225-0110に電話をし、受検の予約を行うこと。

(2) 電話による予約は、令和7年4月14日（月）から同年4月18日（金）までの午前10時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

(3) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(4) 電話による予約は先着順とし、受検定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。

(5) 検定申請者以外の者による予約は受け付けない。

## 6 検定申請の手続

(1) 検定申請ができる者は、予約番号を取得した者に限る。

(2) 検定申請書等は、検定申請者の住所地を管轄する警察署又は検定申請者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課に提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

### (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する別記様式第1号の検定申請書をいう。） 1通

イ 写真（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 住所地を管轄する警察署に提出する者にあっては、検定申請者の住所地を疎明する書面

エ 警備員で所属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者にあっては、検定申請者が当該営業所に属することを疎明する書面

## 7 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として14,000円を石川県証紙により納入すること。なお、既納の検定手数料は還付しない。

## 8 受検票の交付

検定申請書等を提出した者に対しては、後日提出先の警察署において受検票を交付する。

## 9 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

## 10 成績証明書

学科試験及び実技試験のいずれも合格基準に達した者に対して、成績証明書を交付する。

## 11 問い合わせ先

石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導係（警備業担当）  
電話(076)225-0110